

令和6年度 むつ市木造住宅耐震改修支援事業

本事業は、木造住宅の耐震診断を行った結果、耐震性がないと診断された住宅について、耐震改修工事又は建替工事若しくは除却工事を実施する方に対し、補助金を交付するものです。

市では耐震診断についても支援事業を行っています。詳しくは、『令和6年度 むつ市木造住宅耐震診断支援事業』のリーフレットをご覧ください。

補助対象住宅

次の各要件を全て満たしている住宅が対象です。

- 昭和56年5月31日以前に着工し、建築された住宅で、同年6月1日以降建築されていないもの。
- 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50m²以下であるもの。）で、地上階数が2以下のもの。
- 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- 2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによる耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断されたもの。
- 補助対象工事が令和7年1月31日までに完了すること。
- 過去に本事業又は県の要綱に基づく補助の対象となった耐震改修や建替を行っていないこと。

補助対象者

次の各要件を全て満たしている方が対象です。

- 市内に存する補助対象住宅の所有者又は居住者で個人である方。
- 所有者及び居住者が市税等を滞納していない方。
- 所有者及び居住者が暴力団並びに暴力団員と関係を有していない方。

補助対象工事

次のいずれかの工事を行う場合が対象です。

- 耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う耐震改修工事。
- 建築士が設計し、工事監理を行う建替工事又は除却工事。

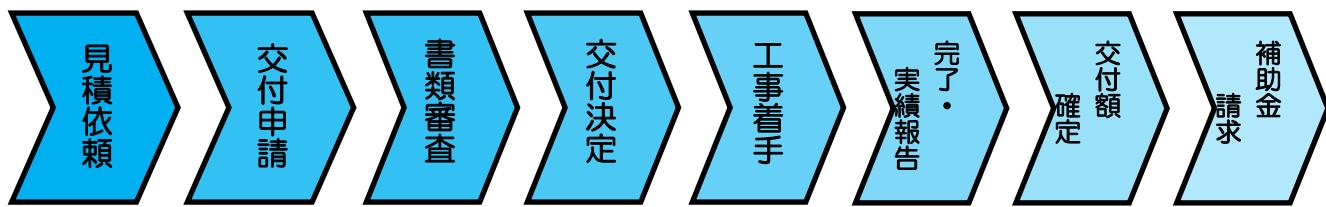
ただし、次に該当する工事は補助対象外です。

- 補助金の交付決定前に着手（契約締結）した工事等。
- 耐震改修工事に併せて行う増築工事、リフォーム工事及び外構工事。
- 建替工事に併せて行う既存住宅の除却工事及び外構工事。
- 国、県及び市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた耐震改修又は建替工事。
- 上記補助金等と本事業による補助金が重複して交付されるおそれがあると市長が判断する工事。

補助金額

補助対象工事	補助対象経費	補助金額
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none">耐震改修に要する工事費設計費工事監理費	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（1千円未満の端数切り捨て）又は、100万4千円のいすれか低い額
建替工事	<ul style="list-style-type: none">建替又は除却に要する工事費設計費工事監理費	

事業の流れ



※交付決定前に工事に着手（契約締結）した場合は、交付決定取消しとなります。

交付申請から交付決定までは2～3週間程度かかります。

事前相談も受け付けますので、お気軽にご相談ください。

交付申請

交付申請時には以下の書類が必要です。

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類等の写し
3. 補助対象住宅の所有者全員の同意書（様式第2号）
4. 代理申請する場合は委任状（様式第3号）
5. 各種公的支給や補助申請に関する申出書（様式第4号）
6. 耐震診断結果報告書の写し
7. 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シートの写し（耐震改修工事の場合のみ）
8. 補助対象住宅の建築時期が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ・建築確認済証の写し又は完了検査済証の写し
 - ・登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し
9. 所有者を確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ・固定資産税納税通知書の写し及び固定資産税課税明細書の写し
 - ・登記事項証明書（表題部、権利部が明示されているもので、発行から3ヶ月以内のもの）の写し
10. 所有者及び居住者全員の市税等に関する証明願（様式第5号）
11. 工事見積書（内訳明細の付いたものに限ります。）の写し
12. 設計図書のうち案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面
13. その他市長が必要と認める書類

※各種様式については、【むつ市住宅政策課】窓口で配布している他、むつ市ホームページにおいてダウンロード可能です。

募集戸数

1戸（先着順）

申請期間

申請期間は令和6年6月3日（月）～9月30日（月）までです。

※申請状況により変更になる場合があります。

お問い合わせ

むつ市 都市整備部 住宅政策課

電話 0175-22-1111（内線2762） FAX 0175-22-9718

E-mail jutaku@city.mutsu.lg.jp